

【シンガポール】シンガポールにおけるカンボジアとの意匠の再登録制度開始について

2020年9月8日

ジェトロ・シンガポール事務所

JETRO シンガポールより、シンガポールにおけるカンボジアとの意匠の再登録制度開始について共有します。

シンガポール知財庁（IPOS）はカンボジアとの意匠の再登録制度について、2020年8月27日以降の出願日を有する出願を適用対象として、同制度を開始すると発表した。以下のURLに同制度の適用要件についても詳細に説明されている。

[https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/protecting-your-ideas/design/recognition-scenarios\\_sg-kh.pdf](https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/protecting-your-ideas/design/recognition-scenarios_sg-kh.pdf)

情報公開日

2020年9月1日

URL 等

<https://www.ipos.gov.sg/protecting-your-ideas/design/application-process/sgipfastdesigns>

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。